省　令

○厚生労働省令第百四十八号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ⑶中「認定職業訓練の修了者等」を「当該認定職業訓練の修了者等」に改め、同号ロ⑷中「、認定職業訓練」を「、当該認定職業訓練」に改め、同号リ⑷中「受け（⑶に規定する理由によるものを除く。）」を「受けた者（⑶の認定の取消しを受けた者を除く。）で」に改め、同号リ⑹中「この号において「暴力団員」」を「この⑹において「暴力団員」」に改め、同号リ⑮中「⑮」を「この⑮」に改め、同条第十二号ホ中「職業訓練を受講する者」を「当該実習を受ける特定求職者等」に改め、同条第十六号中「修了者等」を「修了者の数、就職理由退校者」に改める。

第八条第四項第二号イ中「一の期間」を「当該区分による一の期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（調整）

第八条の二　認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によっては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。

一　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百三十一条に規定する介護労働講習

二　雇用保険法施行規則第百四十条第二号及び第三号に掲げる事業

三　その他厚生労働大臣が定める事業

第九条中「前条第二項」を「第八条第二項」に、「認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金」を「認定職業訓練実施奨励金」に、「、又は過去に」を「、過去に」に、「認定職業訓練実施基本奨励金若しくは」を「認定職業訓練実施基本奨励金又は」に改め、「受けようとした」の下に「、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則第百二条の二に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした」を加える。

第十一条第一項中「終了した日の」を「終了した日（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。）の」に改め、「（同日前にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあっては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日）」を削る。

第二十六条第一項中「、認定職業訓練」を「、当該認定職業訓練」に改める。

附則第三条第一項中「次条」を「附則第四条に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「（公共職業安定所長」を「（これらの連続した受講について公共職業安定所長」に改める。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例）

第三条の三　第二条第一号ロ（⑴の規定に限る。）の規定にかかわらず、特定被災地認定職業訓練については、当該特定被災地認定職業訓練の一単位を認定職業訓練（同号ロに規定する申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練をいう。）の〇・五単位とみなして、同号ロ（⑴から⑶までの規定に限る。）の規定を適用する。この場合においては、同号ロ中「申請職業訓練を行おうとする者が過去に」とあるのは「岩手県、宮城県若しくは福島県（以下この号において「特定県」という。）に所在する施設において申請職業訓練を行おうとする者が過去に当該特定県において又は特定県以外の都道府県に所在する施設において申請職業訓練を行おうとする者が過去に当該特定県以外の都道府県において」と、同号ロ⑵中「後に初めて」とあるのは「後に」とする。

2　前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県、宮城県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。

3　前二項の規定は、特定被災地認定職業訓練以外の認定職業訓練の実績が第二条第一号ロ（⑴又は⑶の規定に限る。）に該当しない者については、適用しない。

4　前三項の規定は、附則第三条第一項に規定する職業訓練であって法第四条第一項の認定を受けたものについて準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条の二及び第九条の規定は、平成二十四年一月一日以後に開始された認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）に係る認定職業訓練実施奨励金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第七条に規定する認定職業訓練実施奨励金をいう。以下同じ。）の支給について適用し、同日前に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

告　示

○内閣府告示第三百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年十二月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社広島銀行

二　住所　広島県広島市中区紙屋町一丁目三番八号

○内閣府告示第三百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年十二月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社山口銀行

二　住所　山口県下関市竹崎町四丁目二番三十六号

○内閣府告示第三百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年十二月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社西京銀行

二　住所　山口県周南市平和通一丁目十番の二

○政治資金適正化委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四〇六一	二三、一二、一	森永　良平
四〇六二	二三、一二、一	野川　悟志
四〇六三	二三、一二、一	奥倉　衛治
四〇六四	二三、一二、二	柿本　謙二
四〇六五	二三、一二、二	棚橋　敏行

○法務省告示第五百六十七号

東京都大田区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年十二月十九日

法務大臣　平岡　秀夫

東京都大田区仲蒲田一丁目十七番地五

磯江　英壽

○法務省告示第五百六十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十二月十九日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　東京都東久留米市小山２丁目13番32号

蔡依辰　昭和51年11月14日生

住所　東京都練馬区旭町３丁目８番12号

許雪花　昭和57年１月29日生